

○屋外遊戯場（代替地）について

1 屋外遊戯場（代替地）の詳細

代替地（名称）		所在地		面積		事業所からの移動距離	
					m ²		m
形態		専有の有無					

※1 代替地の場所が分かる地図、移動経路が分かる経路図、代替地の写真等を添付すること。

※2 私有地等、専有して使用できる場所を代替地とする場合、所有者の承諾書（確約書）を添付すること。

2 屋外遊戯場（代替地）基準チェックリスト

チェック	項目
	公園・広場・寺社境内等でその所有権等を有する者が地方公共団体、公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高い主体であり、小規模保育事業所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること
	基準面積以上の広さであること
	代替地での屋外活動及び移動に当たっての安全が確保されていること
	代替地までの移動距離が概ね600m以内であること（児童の徒歩で10分程度の範囲内の距離）